

※ F A X 番号のお間違いに注意してください

令和8年 月 日支給分 (令和8年 月分)				対象者名	
給与等差押可能額計算表				同一生計親族数	人
A	給与等月額 (各種手当含む)				円
	給与等月額から差し引く差押え禁止額 (①+②+③+④+⑤)				円
B	国税徴収法第76条第1項各号の規定	①	1号規定の金額 所得税法の規定により源泉徴収される所得税額		円
		②	2号規定の金額 地方税法の規定により特別徴収される市県民税額		円
		③	3号規定の金額 健康保険法その他の法律等の規定のより給与等から控除される社会保険料額		円
		④	4号規定の金額 国税徴収法施行令第34条で定める額 (1) 滞納者107,000円 (2) 滞納者と生計を一にする親族1人につき48,000円を加算した額		円
		⑤	5号規定の金額 $(A - (①+②+③+④)) \times \frac{20}{100}$ の金額 ただし、④の金額の2倍を限度とします。		円
C	差押可能額 (A - B)				円

※上記、C欄の差押可能額を滞納金額に満るまで当市役所に毎月お支払いください。

給与等差押可能額計算表の説明書

- 黄色の各セルに数値を入力してください。
- 同一生計親族数 (配偶者と事実上婚姻関係と同様にある者を含む) は、当市から連絡している人数を入力してください。扶養控除等申告書または会社等への届出と異なる場合には、当市にご連絡ください。
- A欄の給与等月額 (各種手当含む) には、次の (1) と (2) の合計額を入力してください。
 - 継続的に支給されるもの
給料、賃金、俸給、歳費、退職年金、宿直手当、扶養手当、職務手当、役付手当、超過勤務 (残業) 手当、通勤手当、危険手当、特殊勤務手当などを含みます。
 - 一時的に支給されるもの
賞与、期末手当、年末手当等の一定の時期に法令、規約、慣行などにより支給されるもので給料等のように継続的に支給される給与以外のもの。
- B欄の給与等月額から差し引く差押禁止額は、上記3 (1) の給与などの支給の基礎となった期間内に、その給料等以外に賞与等を一時的な報酬が合わせて支給される場合には、これを給料等と合わせて計算してください。
- 退職手当等として支給されるものは、その名称のいかんにかかわらず退職 (死亡退職を含む) を起因として勤続年数に応じて雇用主等から支給される給与をいいます。なお、この場合には、次の算式により計算してください。

〔算式〕 $A - (①+②+③+④+⑤) = C$

A : 支給総額 ① : 源泉徴収される所得税額 ② : 特別徴収される市県民税額 ③ : 社会保険料額 ④ : B欄の④の金額の3倍 ⑤ : 勤続年数が5年を超える者は、その超える年数1年 (1年未満は1年とみなす) につき④の金額の100分の20に相当する金額 C : 差押可能金額
- 差押可能金額の計算にあたっては、その計算の基礎となる期間が1か月未満の時は100円未満の端数を、1か月以上の時は1,000円未満の端数をそれぞれ次のように計算してください。
 - 給与等月額については、切り捨てる。
 - B欄の各号に掲げる金額については、切り上げる。